

## “野焼き”は禁止されています。適正に処理しましょう！

近所で野焼きをして、「煙や灰」や「臭い」で窓が開けられない！洗濯物に臭いが付く！といった苦情が多く寄せられています。

地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積焼却や簡易焼却炉による焼却行為は、近所の迷惑・ダイオキシンなどの有害物質の発生原因となり、これらは、**原則的に法律で禁止**されています。

ごみは家庭で焼却しないで、指定袋に入れてごみステーションに搬出するか、クリーンピア共立に直接搬入するなど、適正に処理しましょう。



**野焼きを行った者には5年以下の懲役、1千万円以下の罰金のいずれか又は両方が科せられます。**  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号)



1. 焚き火、その他日常生活を営む上で通常行われるものであって軽微なもの。  
(落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤーなど。)  
※ただし、日常的に行っている場合は軽微とは言えなくなります。
2. 農業・林業を営むためにやむを得ないもの。  
(稲わら、田や畑の法面等の草の焼却、剪定した枝など。)
3. 風習、習慣上または宗教上の行事を行うために必要なもの。  
(おさいとう等の地域の行事における門松やしめ縄などの焼却)



**注意：例外となっても、特に住宅地に近い場所や風の強い日には行わないでください。  
 また、風向きや時間帯に注意し、消火用水等を準備して、消火するまで目をはなさないでください。**



天童市市民部生活環境課・天童市環境衛生組合連合会